明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第七十四条　令第三十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　患者等の所在地及び法第六十三条第一項の規定による届出の年月日

二～六　（略）

第七十五条　令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一　法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報

二　（略）

②　（略）

第七十六条　令第三十七条第四項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一　法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　食中毒事件調査結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報

二　（略）

②～⑤　（略）

第七十七条　法第六十五条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。

第七十八条　法第六十八条第一項に規定するおもちやは、次のとおりとする。

一～三　（略）

第七十九条　法第八十条第一項及び令第四十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

一～四　（略）

第七十四条　令第三十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　患者等の所在地及び法第五十八条第一項の規定による届出の年月日

二～六　（略）

第七十五条　令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一　法第五十八条第三項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報

二　（略）

②　（略）

第七十六条　令第三十七条第四項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一　法第五十八条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　食中毒事件調査結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報

二　（略）

②～⑤　（略）

第七十七条　法第六十条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。

第七十八条　法第六十二条第一項に規定するおもちやは、次のとおりとする。

一～三　（略）

第七十九条　法第七十条第一項及び令第四十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

一～四　（略）

別表第十七（第六十六条の二第一項関係）

一　食品衛生責任者等の選任

イ　法第五十一条第一項に規定する営業を行う者（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ　（略）

ハ　食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

(1)　都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第五十四条の営業（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に限る。）。

(2)　（略）

ニ～ヘ　（略）

二・三　（略）

四　使用水等の管理

イ　食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（別表第十九第三号ヘにおいて「水道事業等により供給される水」という。）又は飲用に適する水であること。ただし、冷却その他食品又は添加物の安全性に影響を及ぼさない工程における使用については、この限りではない。

ロ～ト　（略）

五～十四　（略）

別表第十九（第六十六条の七関係）

一　施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

別表第十七（第六十六条の二第一項関係）

一　食品衛生責任者等の選任

イ　法第五十条の二第一項に規定する営業を行う者（法第六十二条第三項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ　（略）

ハ　食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

(1)　都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第五十一条の営業（法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）に限る。）。

(2)　（略）

ニ～ヘ　（略）

二・三　（略）

四　使用水等の管理

イ　食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又はその他の飲用に適する水（以下「飲用に適する水」という。）であること。ただし、冷却その他食品又は添加物の安全性に影響を及ぼさない工程における使用については、この限りではない。

ロ～ト　（略）

五～十四　（略）

（新設）